

事務総局会議（第5回）議事録	
日時	令和7年3月4日（火）午前10時00分～午前10時28分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<p>1 令和7年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判官の報酬等に関する規則及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則について 徳岡人事局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1</p>
秘書課長 福島直之	

【機密性2】
【配布資料】

令和7年度外国出張計画

1 最高裁判事

- (1) インドネシア、ベトナム
(2) (1)の随行

合計2人

最高裁判事1人
裁判官1人

2 判事補海外留学研究(1年)

- 米国×13、英国×2、ドイツ×2、フランス×1、オーストラリア×1、カナダ×2、
ベルギー×1

合計22人

裁判官22人

3 行政官長期在外研究(2年)

- 米国×3、英国×1、ドイツ×1、フランス×1

合計6人

裁判官6人

4 一般職長期在外研究(1年)

- 米国×2、英国×1、ドイツ×1、オーストラリア×2

合計6人

一般職6人

5 國際会議

- メルボルン大学アジアローセンター40周年記念シンポジウム(オーストラリア、約3日間)

合計1人

裁判官1人

◎最高裁判所規則第一号

裁判官の報酬等に関する規則及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和年月日

最高裁判所

裁判官の報酬等に関する規則及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

(裁判官の報酬等に関する規則の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する規則(平成二十九年最高裁判所規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに

対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(扶養手当)	改正前
<p>第三条 扶養手当は、扶養親族のある判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族（第三項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号</p>	<p>第三条 扶養手当は、扶養親族のある判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（第三項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、報酬法</p>

及び二号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で

他に生計の途がなく主としてその裁判官の扶養を受けているものを扶養親族とする。

「削る」

一 配偶者（届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 五 「略」

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶

養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養

別表判事補の項一号及び二号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては、支給しない。

2 「同上」

二 五 「同上」

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬

親族たる父母等については一人につき六千五百円（報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、三千五百円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、三千五百円（前項第二号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

定による額に加算した額とする。

〔5 略〕

(裁判官特別勤務手当)

第十一條 判事、報酬法別表判事補の項一号から十号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により裁判所の休日にに関する法律(昭和六十三年法律第九十三号)第一条第一項の規定による裁判所の休日(次項において「休日」という。)に勤務をした場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤

〔5 同上〕

(裁判官特別勤務手当)

第十一條 判事、報酬法別表判事補の項一号から十号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により裁判所の休日にに関する法律(昭和六十三年法律第九十三号)第一条第一項の規定による裁判所の休日(次項において「休日」という。)に勤務した場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤

勤務手当を支給する。

務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、判事、同項の判事補及び同項の簡易裁判所判事が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（休日に含まれる時間と除く。）の間に勤務をした場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

〔3 略〕

〔3 同上〕

4 次に掲げる場合には、第二項の裁判官特別勤務手当を支給しない。この場合において、裁判官がした同項の勤務は、第一項の勤務とみなす。

4 第一項の規定による勤務をした後、引き続いて第二項の規定による勤務をした裁判官には、その引き続く勤務に係る同項の裁判官特別勤務手当を支給しない。

一 第一項の勤務をした後、引き続いて第二項

「新設」

の勤務をした場合

二 第二項の勤務をした後、引き続いて第一項

別表第三（第十一條関係）

判事	区 分	裁判官特別勤務手当の額
報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所	九、〇〇〇円	

別表第三（第十一條関係）

区 分	裁判官特別勤務手当の額

	判事	
	報酬法別表判事補の項一号又は 二号の報酬月額の報酬を受ける 判事補	六、〇〇〇円
	報酬法別表簡易裁判所判事の項 五号から七号までの報酬月額の 報酬を受ける簡易裁判所判事	
〔略〕		
	判事補	
	報酬法別表簡易裁判所判事の項 五号から七号までの報酬月額の 報酬を受ける簡易裁判所判事	六、〇〇〇円
〔同上〕		

(司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部改正)
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(修習専念資金の額)	(修習専念資金の額)
第三条 「略」	第三条 「同上」

2 修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号のいずれかに該当する場合において、修習専念資金の額の変更を申請したときは、

修習専念資金の額を一貸与単位期間につき十二万五千円に変更する。

「一・二 略」

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一條第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる子を除く。）がある場合

「一・二 同上」

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一條第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合

「3~6 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「3~6 同上」

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第二条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する規則第三条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対する報酬を受ける簡易裁判所判事に對しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者」とあるのは「六

重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万五千五百円」と、「とする」とあるのは「前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

最 高 裁 判 所 長 官

今 崎 幸 彦

理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行に伴い、関係規則の整理を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第6回）議事録	
日時	令和7年3月11日（火）午前10時00分～午前10時07分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、真鍋経理局総務課長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<p>1 令和7年における裁判官の視察について 福島秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和7年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 新裁判官の配置について 小野寺総務局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2、3
秘書課長 福島直之	

【配布資料】

令和7年における裁判官の視察について
(憲法週間に伴う最高裁判所判事視察)

裁判官の視察対象庁一覧(案)

管 内	視 察 対 象 庁	裁 判 官
東京 (第二小法廷)	東京	草野裁判官 尾島裁判官
	千葉	岡村裁判官
	前橋	三浦裁判官
	新潟	岡村裁判官
東京 (第三小法廷)	横浜	林裁判官
	甲府	石兼裁判官
大阪 (第三小法廷)	大阪、奈良	石兼裁判官
	大津	林裁判官
名古屋 (第一小法廷)	名古屋	安浪裁判官
	富山	堺裁判官
	金沢、福井	宮川裁判官

管 内	視 察 対 象 庁	裁 判 官
広島 (第一小法廷)	広島、山口	安浪裁判官
	松江、鳥取	岡裁判官
	岡山	中村裁判官
福岡 (第二小法廷)	長崎	草野裁判官
	那霸	三浦裁判官
仙台 (第三小法廷)	仙台、山形	渡辺裁判官
	盛岡	宇賀裁判官
	秋田、青森	平木裁判官
札幌 (第二小法廷)	釧路	尾島裁判官
高松 (第一小法廷)	高松、徳島	堺裁判官
	松山	宮川裁判官
	高知	中村裁判官

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催につ
いて（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和7年6月11日（水）及び12日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

時間 日（曜日）	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00
11日（水）	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
時間 日（曜日）	9:30 ～ 12:00	事務的協議 (事務連絡)	
12日（木）			

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	安	浪	亮	介
裁判官	岡		正	晶
裁判官	堺		徹	
裁判官	宮	川	美津	子
裁判官	中	村	慎	

第二小法廷

裁判官	今	崎	幸	彦
裁判官	三	浦		守
裁判官	岡	村	和	美
裁判官	尾	島	明	
裁判官	高	須	順	一

第三小法廷

裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴
裁判官	渡	辺	惠	理子
裁判官	石	兼	公	博
裁判官	平	木	正	洋

事務総局会議（第7回）議事録	
日時	令和7年3月25日（火）午後2時00分～午後2時03分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	令和7年春の藍綬褒章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議報告
秘書課長 福島直之	

令和7年春の藍綬褒章受章者名簿

主要経歴	功労業務	氏名
■■■■■	■■■■■	■■■■■

計 ■■■■■ 名